

令和 7 年 2 月 14 日
環境エネルギー部環境保全課

産業廃棄物処理業者に係る不利益処分について

不利益処分の概要

1 被処分者

- (1) 住 所 青森市大字幸畑字阿部野 70 番地 3
- (2) 名 称 株式会社木村技建工業
- (3) 代 表 者 代表取締役 木村 良博
- (4) 許可の区分 産業廃棄物収集運搬業（許可番号 00200048278）

2 不利益処分の内容

令和 7 年 2 月 14 日をもって上記 1（4）の許可を取り消す。

3 処分年月日

令和 7 年 2 月 14 日

4 不利益処分の原因となる事実

被処分者が、令和 6 年 12 月 12 日に青森地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたことにより、法第 14 条第 5 項第 2 号イの規定（欠格要件）に該当するに至ったことは、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号の規定（取消事由）に該当するものである。